

事 務 連 絡
平成 2 0 年 9 月 5 日

都道府県国民健康保険主管課（室）
国民健康保険事業月報・年報担当者 様

厚生労働省保険局
調査課数理第二係

「改正月報・年報の記載方法に関するQ & A」の改正等について

国民健康保険事業の統計・調査業務につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記資料につきましては、平成20年6月20日事務連絡「改正月報・年報の記載方法に関するQ & A」の改正等について」において、内容の一部改正についてお知らせしたところです。

今回、新たにご照会いただいた内容を加えて標記資料の一部を改正すると共に、平成20年3月31日付事務連絡の別紙3「指定公費負担に関する記載例」の一部（事例⑥）を別添の通り訂正させていただきます。

事業月報・年報の記載の際にはご留意いただくと共に、管内の各保険者への周知方よろしくお願い申し上げます。

改正月報・年報の記載方法に関するQ&A（平成20年9月改訂版）

*内容を訂正したQ&Aにつきましては、**訂正**表示を付け加えております。

*平成20年6月以降に各都道府県の担当者からいただいた照会については、**追加**表示をして付け加えております。

1 A表

Q1：「(再掲)70歳以上一般」と「(再掲)70歳以上現役並み所得者」は、「(再掲)前期高齢者」のさらに再掲ということでしょうか。

A1：お見込みの通りです。

Q2：75歳未満で、いわゆる障害認定により後期高齢被保険者の資格を取得した者が、その後に障害程度の軽減等で後期高齢被保険者の資格を喪失し国保の資格を取得した場合、「被保険者増減内訳」のどの欄に記載するのでしょうか。

A2：「増」の「後期高齢者離脱」欄に記載して下さい。

Q3：「被保険者数」の「(再掲)未就学児分」と「(再掲)前期高齢者分」の年度平均については、市町村は3月～翌年2月の累計を12で除した数値を記載することとなっています。平成20年度の年報の場合、平成20年3月は改正前の様式の対応となるため、「(再掲)未就学児分」と「(再掲)前期高齢者分」の区分がありませんが、どのように年度平均を算出するのでしょうか。

A3：「(再掲)未就学児分」については、平成20年3月の「(再掲)3歳未満」を含めた12ヶ月分の累計として、12で除して算出して下さい。「(再掲)前期高齢者分」については、平成20年度の年報のみ平成20年4月～平成21年2月の11ヶ月分の累計を11で除して算出して下さい。

Q4：国保組合で、後期高齢被保険者である組合員がいる場合、どの欄に記載するのでしょうか。

A4：「世帯数」欄に記載し、「被保険者数」欄には記載しないで下さい。

Q5：被保険者数の(再掲)前期高齢者について、「高齢者の医療の確保に関する法律第32条の規定による前期高齢者である被保険者」とありますが、具体的にはどの範囲までを

計上するのでしょうか。

A 5 : 月報であれば月末、年報であれば年度末時点の、65歳の誕生日の翌月（ただし、65歳の誕生日が1日であれば当月から）から、75歳の誕生日までの間にある被保険者数を計上します。月末に75歳となる場合は、翌日に国保の資格を喪失するため、前期高齢者数としての計上の対象となります。

Q 6 : 被用者保険の被保険者が後期高齢被保険者の資格を取得することで、その被扶養者が国保被保険者の資格を取得した場合、「被保険者増減内訳」のどの欄へ記載するのでしょうか。

A 6 : 「増」の「社保離脱」欄に記載して下さい。

Q 7 : 平成20年3月31日以前ですでに老人医療受給対象者であった者は、平成20年4月1日をもって後期高齢被保険者の資格を取得するが、それによる国保被保険者の資格喪失についても、平成20年4月月報報告分の「被保険者増減内訳」欄の減の「後期高齢者加入」に記載するというのでしょうか。

A 7 : お見込みの通りです。

Q 8 : 国保組合員が後期高齢被保険者の資格を取得したが、引き続き組合員の資格を有している場合、「世帯数」欄に記載すると共に、「被保険者増減内訳」欄の減の「後期高齢者加入」へ記載するというのでしょうか。

A 8 : お見込みの通りです。

追加 Q 9 : 「標準負担額の減額状況」欄には「標準負担額減額認定証」の他、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も記載するのでしょうか。

A 9 : 「標準負担額減額認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の合計値を記載して下さい。

追加 Q 10 : 被保険者数年度平均は、市町村は3月～2月の被保険者数を累計し、12で除して算出することとなっています。平成20年度の被保険者年度平均を算出する際は、平成20年3月月報の老人医療受給対象者数は一般被保険者に含めるのでしょうか。

また、平成20年3月月報の退職被保険者等の「(再掲)70歳以上一般」「(再掲)70歳以上一定以上所得者分」は平成20年度の被保険者数年度平均を算出する際、どのように取り扱うのでしょうか。

A 10 : 平成20年3月の一般被保険者数は、老人医療受給対象者数を除いた「上記以外

のもの（C-D）E」欄の数値を使用して下さい。また、平成20年3月の退職被保険者等数は総数と「（再掲）3歳未満」の数値のみを使用し、「（再掲）70歳以上一般」「（再掲）70歳以上一定以上所得者分」は使用しないで下さい。

このようにして一般・退職別で算出した年度平均被保険者数を合算し、年度平均被保険者数の総数を算出します。

2 B表

Q1：指定公費負担の対象である被保険者から療養費の支給申請があった場合、保険者は9割相当を被保険者に支給し、公費負担分1割相当については審査支払機関に請求することとなっていますが、この公費負担分が事業勘定の決算で計上される場合、経理状況のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A1：「収入」の「その他の収入」、「支出」の「その他支出」に記載し、「支出」の「保険給付費」には記載しないで下さい。また、「3. 保険給付等支払状況」にも記載する必要はありません。

併せて、事業勘定の決算で計上されない場合はB表に記載する必要はありませんので、念のため申し添えます。

Q2：後期高齢被保険者である組合員に対して国保組合が賦課する保険料は、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A2：「収入」の「保険料（税）」の「医療給付費分」へ記載して下さい。また、B表（2）の集計対象となります。

Q3：国保組合に対して交付される「高額医療費共同事業補助金」は、従来通り「収入」の「出産育児一時金等補助金」に記載するのでしょうか。

A3：平成20年度年報からは、市町村と同様、収入の「高額医療費共同事業負担金」に記載して下さい。

Q4：特定健康診査において、特定健診項目以外に保険者が独自に項目を上乗せして実施する場合、その上乗せ分の費用は「特定健診等事業費」に含めて記載するのでしょうか。

A4：上乗せ分は「保健事業費」へ別途記載して下さい。

Q5：国庫支出金の療養給付費等負担金のうち、老人保健医療費拠出金相当分が含まれる場合、「（再掲）後期高齢者支援金等分」に記載するのでしょうか。

A5：老人保健医療費拠出金相当分は「（再掲）後期高齢者支援金等分」へ記載する必要はありません。

Q6：国保組合に交付される事務費負担金のうち、「（再掲）後期高齢者支援金等分」はどのように記載するのでしょうか。

A：国保組合において、事務経費のうち後期高齢者支援金等に係る分として予算上で計上

している場合は、その額で事務費負担金の総額を按分した額を記載して下さい。特に予算上で計上していない場合は、記載の必要はありません。

Q7：年報B表（2）の保険料（税）算定額、保険料（税）軽減額、その他の減免額、賦課限度額を超える額、課税対象額、課税対象世帯数及び課税対象被保険者数の各欄については、賦課期日現在の数値を記載することとなっています。平成20年3月まで老人医療受給対象者だった被保険者は、制度改正により平成20年4月1日で後期高齢被保険者の資格を取得し、翌2日に国保被保険者の資格を喪失しますが、この旧老人医療受給対象者に係る4月1日の賦課期日現在の数値も記載対象とするのでしょうか。

A7：平成20年度年報に限り、平成20年3月まで旧老人医療受給対象者であった者に係る4月1日の賦課期日現在の数値は記載の対象としないで下さい。

追加Q8：国保組合に対して交付される「特別対策費補助金」と「出産育児一時金等補助金」は、厚生労働省保険局国民健康保険課からの通知により、平成20年度より「国民健康保険特別対策費補助金」として勘定科目が統合されましたが、事業年報では従来通り分けて記載するのでしょうか。

A8：「特別対策費補助金」と「出産育児一時金等補助金」とに分けて記載して下さい。

追加Q9：指定公費負担の対象となる療養費について、9割相当を支給した時点で保険給付費を9割相当で経理処理し、その後審査支払機関から公費負担分1割相当を受け入れた時点で保険給付費を戻入処理して8割相当とした場合、決算上は当該公費負担については支出も収入も計上されません。この場合、年報B表にも当該公費負担は記載しないという取り扱いでよろしいのでしょうか。

A9：お見込みの通りです。

追加Q10：指定公費負担の対象となる療養費について、実際の経理処理とそれに対応する年報B表の記載方法については、以下の3パターンが想定されます。保険者の選択した経理処理に合わせた記載方法で年報B表を記載するという取り扱いでよろしいのでしょうか。

（パターン1）

経理処理

歳入：雑入に公費負担1割相当分

歳出：保険給付費の療養費に保険者負担8割相当分

雑出に公費負担1割相当分

↓

年報B表への記載

収入：「その他の収入」に公費負担1割相当分

支出：「保険給付費・療養費」に保険者負担 8 割相当分
「その他の支出」に公費負担 1 割相当分

(パターン 2)

経理処理

歳入：雑入に公費負担 1 割相当分

歳出：保険給付費の療養費に保険者負担 9 割相当分

↓

年報 B 表への記載

収入：「その他の収入」に公費負担 1 割相当分

支出：「保険給付費・療養費」に保険者負担 8 割相当分
「その他の支出」に公費負担 1 割相当分

(パターン 3)

経理処理

歳入：(計上されない。)

歳出：保険給付費の療養費に保険者負担分 9 割相当分を計上後、公費負担 1 割相当分を
戻入処理し、最終的に保険者負担 8 割相当分として決算

↓

年報 B 表への記載

収入：(記載なし)

支出：「保険給付費・療養費」に保険者負担 8 割相当分

A 1 0：お見込みの通りです。パターン 2 については、実際の経理処理と年報の記載内容に差異が生じますが、年報は B 表と C 表の保険者負担額に関する記載内容に相関性があるため、やむを得ないものとします。

追加 Q 1 1：国庫支出金としての病床転換支援金負担金（国保組合は補助金）、保険者として支出する病床転換支援金は、「収入」「支出」のどの欄へ記載するのでしょうか。

A 1 1：「収入」は「国庫支出金」の「療養給付費等負担金」に、支出は「後期高齢者支援金等」へ記載して下さい。また「(再掲)後期高齢者支援金等分」へも記載して下さい。

3 C表

Q1：平成20年3月診療分以前の制度改正前の療養の給付等について、請求遅延のため改正後のC表の記載対象となった場合、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A1：「全体」に記載すると共に、以下の3点に基づいて年齢の再掲区分を整理して、記載して下さい。

①診療時の年齢で区分する。

②診療時の様式（改正前の旧様式）において、年齢の再掲区分の対象とならない場合、改正後の様式も同様に年齢の再掲区分をしない。

③診療時の様式（改正前の旧様式）において、年齢の再掲区分の対象となる場合、改正後の様式において旧様式の年齢の再掲区分に相当する記載欄がある場合、その欄に記載する。

（※上記3点に基づき、年齢の再掲区分をまとめたものが以下の表です。）

平成20年3月以前の診療時の年齢	改正前旧様式における再掲の区分	改正後様式における再掲の区分
3歳未満	3歳未満分再掲	未就学児分再掲
3歳以上の未就学児	該当なし	該当なし（全体のみに記載）
65歳以上70歳未満	該当なし	該当なし（全体のみに記載）
70歳以上若人	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上一定以上所得者分再掲	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上現役並み所得者分再掲

Q2：改正前の旧様式に記載した給付等で、制度改正後に損害賠償金等が調定され、改正後のC表で過誤調整等を行う場合、どの欄を調整すればいいのでしょうか。

A2：「全体」を調整すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄を併せて調整して下さい。

Q3：平成20年3月診療分以前のレセプトに係る高額療養費、もしくは平成20年3月以前の診療等に係る療養費を制度改正後に支給決定した場合、改正後のC表のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A3：「全体」に記載すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄に記載して下さい。

Q4：入院レセプト1枚で支給決定した高額療養費が多数該当である場合、「単独分」の

「多数該当」と「入院分」のどちらに記載するのでしょうか。

A 4 : 「多数該当分」に記載して下さい。

Q 5 : 「高額介護合算療養費」欄に記載する金額は、介護分は除いた医療分のみが対象となるのでしょうか。

A 5 : お見込みの通りです。

Q 6 : 年報C表は当該年度の6月から翌年5月までの月報C表各欄の数値を累計して記載することとなっておりますが、平成20年度の年報C表を作成するに当たって、平成20年3月診療分が改正前旧様式で記載される平成20年6月月報の「療養の給付等」について、どのように累計すればよいのでしょうか。

A 6 : 平成20年6月月報の「療養の給付等」及び「食事療養・生活療養(再掲)」を平成20年度年報として累計する際、「薬剤一部負担額」及び「他法負担分」の「他法優先」は累計する必要はありません。

また、「70歳以上一般分再掲」「70歳以上一定以上所得者分再掲」「3歳未満分再掲」の各再掲区分については、Q1の請求遅延分と同様に、改正前旧様式の「70歳以上一般分再掲」は改正後様式の「70歳以上一般分再掲」、改正前旧様式の「70歳以上一定以上所得者分再掲」は改正後様式の「70歳以上現役並み所得者分再掲」、改正前旧様式の「3歳未満分再掲」は改正後様式の「未就学児分再掲」として累計して下さい。

訂正 Q 7 : 地方単独事業との併用により支給決定された高額療養費は、「他法併用分」の記載対象となるのでしょうか。

A 7 : 原則、「他法併用分」の記載対象としないで下さい。ただし、保険者において地方単独事業併用の高額療養費を「他法併用分」欄から除外することが困難である場合は、「他法併用分」欄に含めたままでもやむを得ないものとします。

Q 8 : 指定公費負担が適用される療養費の記載方法は、療養の給付と同様に保険者負担が医療費の8割相当、一部負担金が同1割相当、他法負担分が同1割相当とするのでしょうか。

A 8 : お見込みの通りです。

Q 9 : 長期高額特定疾病である入院レセプトについて支給決定した高額療養費は、「長期疾病分」と「入院分」のどちらに記載するのでしょうか。

A 9 : 「長期疾病分」へ記載して下さい。

追加Q10：C表において、「長期疾病分」欄は「単独分」の1項目となっておりますが、複数のレセプトを合算して長期高額特定疾病の高額療養費に該当した場合、どこに記載するのでしょうか。

A10：「単独分」の1項目となっておりますが、長期高額特定疾病該当の高額療養費は全て「長期疾病分」へ記載して下さい。

追加Q11：指定公費負担医療について、不当利得返還金や不正利得徴収金、第三者行為に伴う損害賠償金等が調定された場合、原則としてその保険給付に係る全ての数値を控除することとなっておりますが、「他法負担分」に記載した指定公費分についても控除を行うのでしょうか。

A11：指定公費分についても控除して下さい。

追加Q12：長期高額特定疾病と公費負担医療（指定公費負担含む）が共に該当する高額療養費については、「長期疾病分」と「他法併用分」のどちらに記載するのでしょうか。

A12：「長期疾病分」に記載して下さい。

4 D表

Q1：年報D表は5月～4月月報の12ヵ月分を累計して作成しますが、制度改正前となる平成20年5月分のD表は、19年度年報を作成する際に累計の対象とするのでしょうか。

A1：平成20年5月分のD表は平成19年度年報の累計の対象とはせず、月報のままで作成し報告して下さい。

Q2：月報・年報D表は様式廃止となるため平成20年5月分が最終報告分となりますが、平成20年5月分に間に合わない制度改正前の旧老健制度の請求遅延分、及び過誤調整分はどのように報告すればいいのでしょうか。

A2：月報・年報で特に報告する必要はありません。

5 F表

Q1：平成20年3月診療分以前の制度改正前の療養の給付等について、請求遅延のため改正後のF表の記載対象となった場合、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A1：「全体」に記載すると共に、「2 C表」のA1と同様に年齢の再掲区分を整理して、記載して下さい。

(※年齢の再掲区分をまとめたものが以下の表です。)

平成20年3月以前の診療時の年齢	改正前旧様式における再掲の区分	改正後様式における再掲の区分
3歳未満	3歳未満分再掲	未就学児分再掲
3歳以上の未就学児	該当なし	該当なし（全体のみ記載）
65歳以上70歳未満	該当なし	該当なし（全体のみ記載）
70歳以上若人	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上一定以上所得者分再掲	該当なし（全体のみ記載）

Q2：改正前の旧様式に記載した給付等で、制度改正後に損害賠償金等が調定され、改正後のF表で過誤調整等を行う場合、どの欄を調整すればいいのでしょうか。

A2：「全体」を調整すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄を併せて調整して下さい。

Q3：平成20年3月診療分以前のレセプトに係る高額療養費、もしくは平成20年3月以前の診療等に係る療養費を制度改正後に支給決定した場合、改正後のF表のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A3：「全体」に記載すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄に記載して下さい。

Q4：年報F表は当該年度の6月から翌年5月までの月報F表各欄の数値を累計して記載することとなっておりますが、平成20年度の年報F表を作成するに当たって、平成20年3月診療分が改正前旧様式で記載される平成20年6月月報の「療養の給付等」について、どのように累計すればよいのでしょうか。

A4：平成20年6月月報の「療養の給付等」及び「食事療養・生活療養（再掲）」を平成20年度年報として累計する際、「薬剤一部負担額」及び「他法負担分」の「他法優先」は

累計する必要はありません。

また、「70歳以上一般分再掲」「70歳以上一定以上所得者分再掲」「3歳未満分再掲」の各再掲区分については、Q1の請求遅延分と同様に、改正前旧様式の「3歳未満分再掲」を改正後様式の「未就学児分再掲」として累計して下さい（改正前旧様式の「70歳以上一般分再掲」及び「70歳以上一定以上所得者分再掲」は累計する必要はありません。）。

6 G表

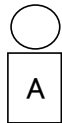
Q：平成20年度以降に、平成19年度以前に遡及する退職振替が発生した場合、年報ではどのように報告すればいいでしょうか。

A：年報で特に報告する必要はありません。

指定公費負担に関する記載例
(事例⑥訂正後)

(別添13)

A[72歳(一般:一般所得)]



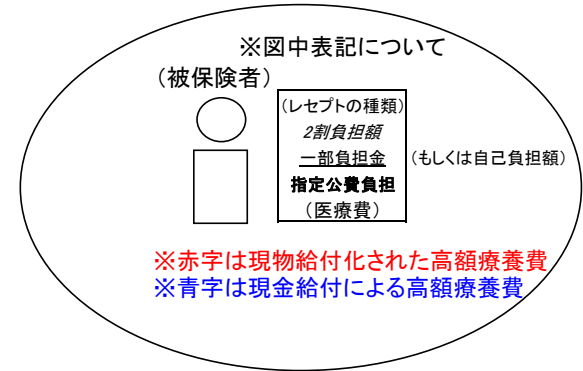
外来
6,000円
3,000円
3,000円
(30,000円)

入院
20,000円
10,000円
10,000円
(100,000円)

⇒

※高額療養費の対象外

指定公費負担
事例①



国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例①
療養の給付等**

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2 ^件	130,000 ^円	104,000 ^円	13,000 ^円	13,000 ^円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
診療費					
補装具					
柔道整復師					
アンマ・マッサージ					
ハリ・キユウ					
その他					
小計					
移送費					
計	2	130,000	104,000	13,000	13,000

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2 ^件	130,000 ^円	104,000 ^円	13,000 ^円	13,000 ^円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	2	130,000	104,000	13,000	13,000

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2 ^件	130,000 ^円	104,000 ^円	13,000 ^円	13,000 ^円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	2	130,000	104,000	13,000	13,000

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

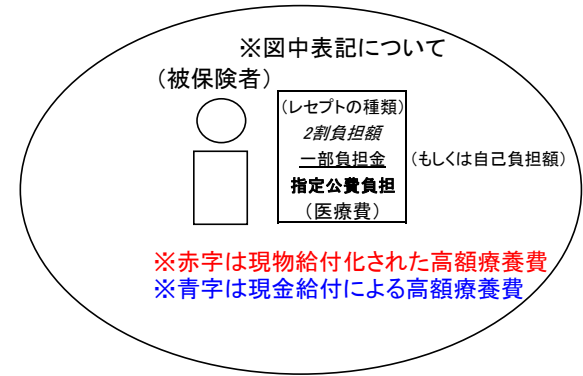
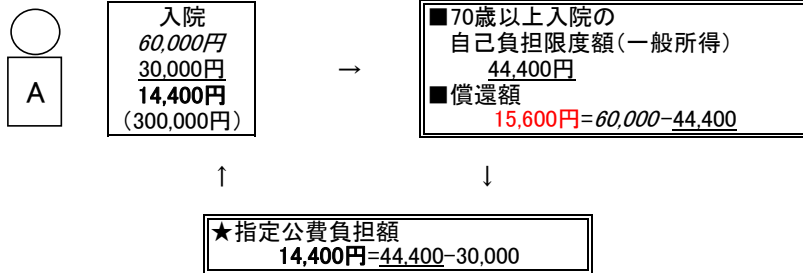
	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2 ^件	130,000 ^円	104,000 ^円	13,000 ^円	13,000 ^円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	2	130,000	104,000	13,000	13,000

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2 ^件	130,000 ^円	104,000 ^円	13,000 ^円	13,000 ^円
食事療養（再掲）					
療養費等					
食事療養					
療養費					
移送費					
計	2	130,000	104,000	13,000	13,000

指定公費負担
事例②

A[72歳(一般:一般所得)]



※赤字は現物給付化された高額療養費
※青字は現金給付による高額療養費

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例②
療養の給付等**

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	300,000 円	240,000 円	45,600 円	14,400 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
診療療養費					
補装具					
柔道整復師					
あんま・マッサージ					
はり・きゅう					
その他					
小計					
移送費					
計	1	300,000	240,000	45,600	14,400

高額療養費を含む

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	300,000 円	240,000 円	45,600 円	14,400 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	300,000	240,000	45,600	14,400

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	300,000 円	240,000 円	45,600 円	14,400 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	300,000	240,000	45,600	14,400

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計					

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養（再掲）					
療養費等					
食事療養					
療養費					
移送費					
計					

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

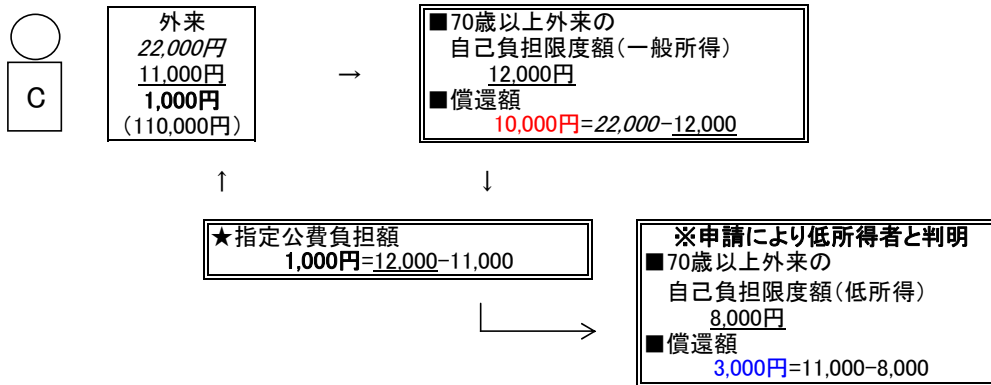
事例② 現物給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数						1	1	1
	高額療養費(円)						15,600	15,600	15,600
(再掲) 前期 高齢者分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						15,600	15,600	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						15,600	15,600	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

2. 高額療養費の状況

事例② 現金給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 前期 高齢者分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

指定公費負担
事例③

C[71歳(一般:低所得)]



※図中表記について
(被保険者)

(レセプトの種類)
 2割負担額
 一部負担金 (もしくは自己負担額)
 指定公費負担
 (医療費)

※赤字は現物給付化された高額療養費
 ※青字は現金給付による高額療養費

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例③
療養の給付等**

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		1 件	円 110,000	円 88,000	円 21,000	円 1,000
食事療養・生活療養 (再掲)						
療養費等	食事療養・生活療養					
	診療療養費					
	補装具					
	柔道整復師					
	あんま・マッサージ					
	ハリ・キユウ					
その他						
小計						
移送費						
計		1	110,000	88,000	21,000	1,000

高額療養費を含む

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		1 件	円 110,000	円 88,000	円 21,000	円 1,000
食事療養・生活療養 (再掲)						
療養費等	食事療養・生活療養					
	療養費					
	移送費					
計		1	110,000	88,000	21,000	1,000

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		1 件	円 110,000	円 88,000	円 21,000	円 1,000
食事療養・生活療養 (再掲)						
療養費等	食事療養・生活療養					
	療養費					
	移送費					
計		1	110,000	88,000	21,000	1,000

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
食事療養・生活療養 (再掲)						
療養費等	食事療養・生活療養					
	療養費					
	移送費					
計						

(5) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
食事療養 (再掲)						
療養費等	食事療養					
	療養費					
	移送費					
計						

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

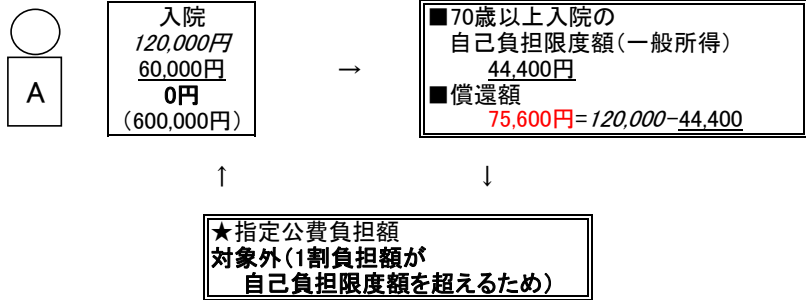
事例③ 現物給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数						1	1	1
	高額療養費(円)						10,000	10,000	10,000
(再掲) 前期 高齢者分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						10,000	10,000	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						10,000	10,000	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

2. 高額療養費の状況

事例③ 現金給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数						1	1	
	高額療養費(円)						3,000	3,000	
(再掲) 前期 高齢者分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						3,000	3,000	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数						1	1	
	高額療養費(円)						3,000	3,000	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

指定公費負担
事例④

A[72歳(一般:一般所得)]



※図中表記について
(被保険者)

(レセプトの種類)
2割負担額
一部負担金 (もしくは自己負担額)
指定公費負担 (医療費)

※赤字は現物給付化された高額療養費
※青字は現金給付による高額療養費

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例④
療養の給付等**

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担
療養の給付等	1 件	600,000 円	480,000 円	120,000 円	0 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
診療療養費					
補装具					
柔道整復師					
あんま・マッサージ					
はり・きゅう					
その他					
小計					
移送費					
計	1	600,000	480,000	120,000	0

高額療養費を含む
2割負担額

指定公費負担対象外
のため計上せず

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担
療養の給付等	1 件	600,000 円	480,000 円	120,000 円	0 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	600,000	480,000	120,000	0

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担
療養の給付等	1 件	600,000 円	480,000 円	120,000 円	0 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	600,000	480,000	120,000	0

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計					

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養（再掲）					
療養費等					
食事療養					
療養費					
移送費					
計					

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

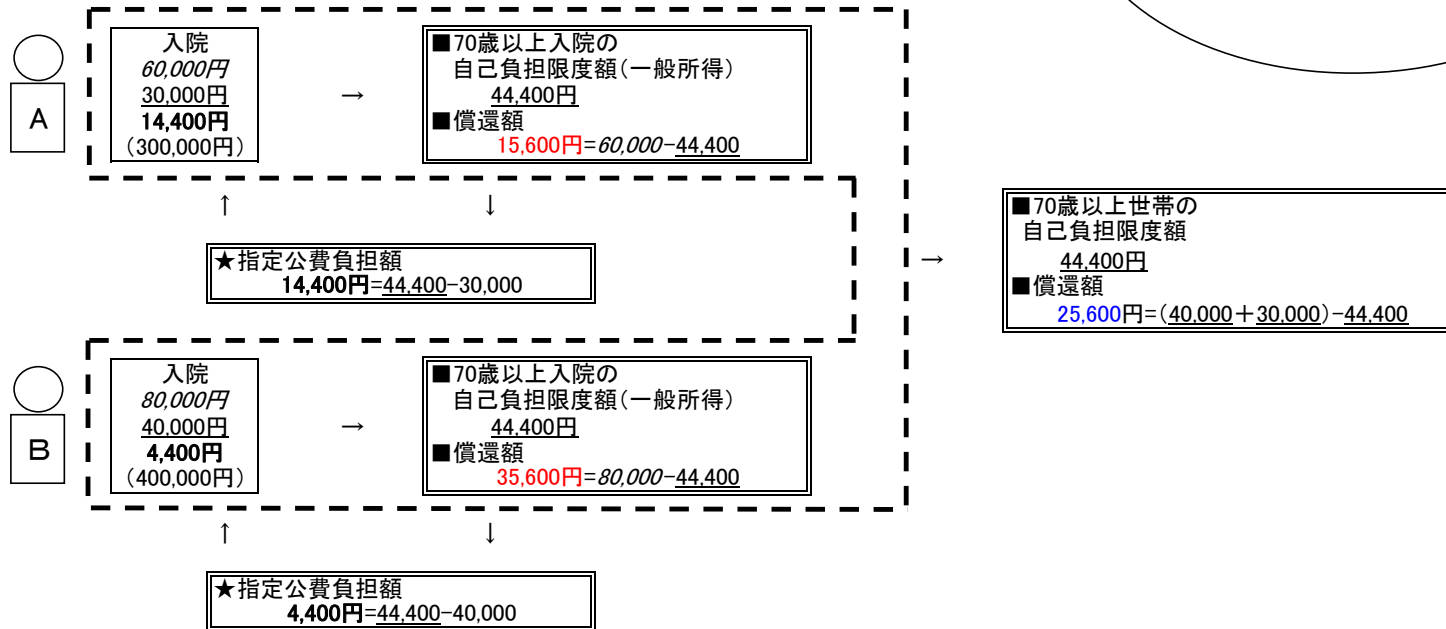
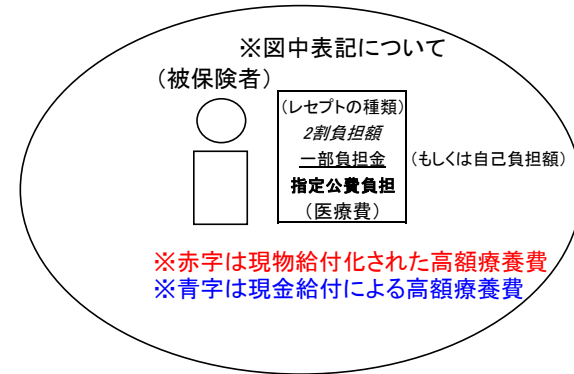
事例④ 現物給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数					1		1	1
	高額療養費(円)					75,600		75,600	75,600
(再掲) 前期 高齢者分	件数					1		1	
	高額療養費(円)					75,600		75,600	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数					1		1	
	高額療養費(円)					75,600		75,600	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

2. 高額療養費の状況

事例④ 現金給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 前期 高齢者分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

指定公費負担
事例⑤

A[72歳(一般:一般所得)]
B[73歳(一般:一般所得)]



国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例⑤
療養の給付等**

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分
療養の給付等	2 <small>件</small>	700,000 <small>円</small>	560,000 <small>円</small>	121,200 <small>円</small>	18,800 <small>円</small>
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
診療療養費					
補装具					
柔道整復師					
あんま・マッサージ					
はり・きゅう					
その他					
小計					
移送費					
計	2	700,000	560,000	121,200	18,800

高額療養費を含む

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分
療養の給付等	2 <small>件</small>	700,000 <small>円</small>	560,000 <small>円</small>	121,200 <small>円</small>	18,800 <small>円</small>
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	2	700,000	560,000	121,200	18,800

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分
療養の給付等	2 <small>件</small>	700,000 <small>円</small>	560,000 <small>円</small>	121,200 <small>円</small>	18,800 <small>円</small>
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	2	700,000	560,000	121,200	18,800

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分
療養の給付等					
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計					

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分
療養の給付等					
食事療養（再掲）					
療養費等					
食事療養					
療養費					
移送費					
計					

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

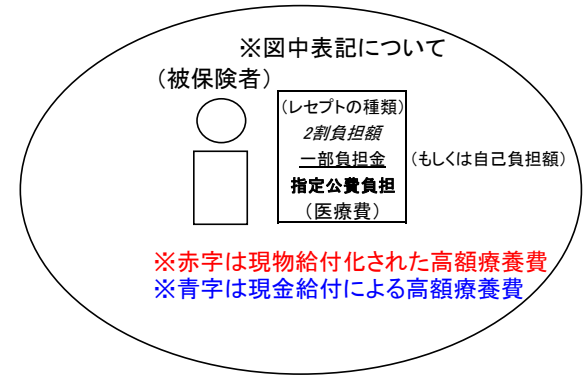
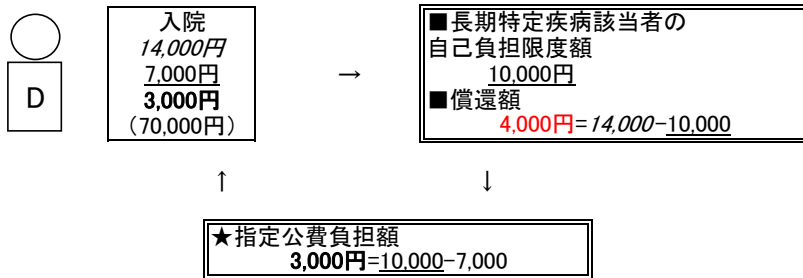
事例⑤ 現物給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数						2	2	2
	高額療養費(円)						51,200	51,200	51,200
(再掲) 前期 高齢者分	件数						2	2	
	高額療養費(円)						51,200	51,200	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数						2	2	
	高額療養費(円)						51,200	51,200	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

2. 高額療養費の状況

事例⑤ 現金給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数		1					1	
	高額療養費(円)		25,600					25,600	
(再掲) 前期 高齢者分	件数		1					1	
	高額療養費(円)		25,600					25,600	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数		1					1	
	高額療養費(円)		25,600					25,600	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	

指定公費負担 事例⑥

D[74歳(一般:一般所得・長期特定疾病該当者)]



国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

**事例⑥
療養の給付等**

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	70,000 円	56,000 円	11,000 円	3,000 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等	食事療養・生活療養				
	診療療養費				
	補装具				
	柔道整復師				
	あんま・マッサージ				
	ハリ・キユー				
その他					
小計					
移送費					
計	1	70,000	56,000	11,000	3,000

高額療養費を含む

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	70,000 円	56,000 円	11,000 円	3,000 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等	食事療養・生活療養				
	療養費				
	移送費				
計	1	70,000	56,000	11,000	3,000

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1 件	70,000 円	56,000 円	11,000 円	3,000 円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等	食事療養・生活療養				
	療養費				
	移送費				
計	1	70,000	56,000	11,000	3,000

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等	食事療養・生活療養				
	療養費				
	移送費				
計					

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件	円	円	円	円
食事療養（再掲）					
療養費等	食事療養				
	療養費				
	移送費				
計					

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

事例⑥ 現物給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数				1			1	1
	高額療養費(円)				4,000			4,000	4,000
(再掲) 前期 高齢者分	件数				1			1	
	高額療養費(円)				4,000			4,000	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数				1			1	
	高額療養費(円)				4,000			4,000	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数							1	人	

2. 高額療養費の状況

事例⑥ 現金給付時		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 前期 高齢者分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数							0	
	高額療養費(円)							0	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数								
	高額療養費(円)								
(再掲) 未就学児分	件数								
	高額療養費(円)								
長期高額特定疾病該当者数								人	